

「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る調査結果報告書」の提出について

本市において障害者雇用率の算定を誤って神奈川労働局に報告していたことについて、平成30年9月14日に相模原市コンプライアンス推進委員会に調査を依頼しましたが、この度同委員会から調査結果報告書が提出されましたのでお知らせします。

1 提出日

平成31年1月11日（金）

2 調査結果報告書の概要

(1) 調査方法

障害者である職員の任免に関する状況の通報の対象となる障害者の把握方法、プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインに対する認識、障害者である職員の任用状況等を明らかにするため、通報事務の所管課職員に対するヒアリング調査及び書面調査を実施した。

(2) 調査対象

ア ヒアリング調査

市長部局：職員課職員 教育委員会：教育総務室職員及び教職員人事課職員

イ 書面調査

- ・平成29年及び30年の障害者任免状況通報書及び根拠資料
- ・平成29年及び30年の再調査による障害者任免状況通報書及び根拠資料

(3) 不適切通報に係る調査の結果

ア 障害者任免状況通報の基礎となる対象職員について

任用形態にかかわらず、1年を超えて雇用し、又は雇用する見込みである全ての職員を通報制度の対象とすべきところ、当該条件に該当する非常勤職員について対象としていなかった。

イ 障害情報の利用に係る手続きについて

新規採用者に対して、障害情報を通報に利用することについて同意を得ていなかった。在職者に対しては、職員カード（毎年度、人事部門に提出する人事情報カード）の提出依頼に障害情報を通報に利用する旨明示しているものの、この記載をもって同意を得たこととするのはガイドラインに照らし不十分なものであった。

ウ 通報対象障害者の把握・確認について

(ア) 障害者手帳の未確認

職員カードに障害者手帳を所持している旨の記載がある職員に対し、障害者手帳の確認をせず、記載内容をもって通報対象障害者としていた。

この方法により対象としていた職員は、結果として通報対象障害者として誤りはなかった。

(イ) 自己申告等に基づく身体状況からの算定(身体障害者)

○ 職員カードに障害者手帳を所持している旨の記載はないが、健康状態等について記載がある場合は、その記載内容をもとに判断していた。

その中には、「難聴」の記載から聴覚障害として計上した事例や、「先天性心疾患」の記載から心臓機能障害として計上するなど、障害の程度や実態を確認せず通報対象障害者としている事例が確認された。

○ 身体障害は永続的なものであるとの認識から過去に把握した障害者についてあらためて確認をしていなかったことから、不適切計上が積み重なった。

○ 教職員については、通報対象障害者の大部分を職員の状態像から判断していたことから、障害者手帳を所持していない職員を対象としている事例が多数となった。

(4) 再調査実施方法の検証

平成29年及び30年の再調査に基づく通報について検証を行ったところ、障害者任免状況通報の基礎となる対象職員、障害情報に係る利用目的等の明示及び通報対象障害者の把握・確認は、いずれもガイドラインに基づき適正に行われていた。

(5) 総括

○ 事務処理に対する正しい理解に努める姿勢に欠け、恣意的な解釈や判断がなされ、不適切な事務慣行を漫然と前例踏襲してきたことによるものと言わざるを得ない。

○ 障害と障害者への理解促進、障害者が働きやすい職場環境の整備などの取組を全庁一丸となって推進されることを望む。

「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る調査結果報告書」は、市HPに掲載しています。

URL : http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_project_/00_common/compliance/kekka_houkoku.pdf

3 相模原市コンプライアンス推進委員会

氏名(敬称略)	備考
委員長 松井 望 ^{まつい のぞみ}	首都大学東京 都市環境学部 都市政策科学科 教授
白澤 章子 ^{しらさわ あきこ}	弁護士
亀重 恵美子 ^{かめしげ えみこ}	税理士

【問い合わせ先】

コンプライアンス推進課

直通電話：042-707-7040

対応責任者：川村